

平均勸奨退職年齢の推移

平成14年度	54.4歳
15年度	54.8歳
16年度	55.3歳
17年度	55.8歳
18年度	55.8歳
19年度	55.8歳（平成14年度以降1.4歳上昇）

(注) 年齢は、前年の8月16日から当年の8月15日までの間に退職した種幹部職員の平均の勸奨退職年齢。

出典：「第1回公務員制度の総合的な改革に関する懇談会(平成19年7月24日)資料」

(参考)

「早期退職慣行の是正について」
(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せの概要)

- 各府省の種及びこれに相当する幹部職員の勸奨退職年齢を、平成15～19年度の5年間にかけて段階的に引上げ。
これにより、平成20年度には、原則として現状と比べて平均の勸奨退職年齢を3歳以上引き上げることを目標。
- 勸奨退職年齢の引上げに当たっては、能力主義の徹底により、年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、並行して、行政の複雑多様化・高度化・スリム化への対応を行う。
これにより、個々の職員が、その能力・適性に応じて公務に従事できるよう、複線型人事管理、職務経験の多様化等を推進するとともに、行政組織の肥大化や総人件費の増大を招かないようにする。
このような人事管理に資するための制度面・運用面での諸方策について検討を行い、平成15年度以降、可能なものから速やかに実施。
- 以上の基本方針のもと、政府は、一体となって早期退職慣行の是正に取り組むこととし、各府省は、それぞれの実情に合わせて、可能な限り勸奨退職年齢の段階的・計画的な引上げに努める。
内閣官房及び総務省は、推進状況のフォローアップを行う。